全国の町村等職員のみなさまへ

抜　粋　版

令和6年度

任意共済のご案内

全国町村等職員

任意生命保険

【団体定期保険】

死亡・所定の高度障がい状態を保障!!

任意生命保険 ご案内ムービー

右記を携帯電話・スマートフォン等で読込み、アクセスしてください。(通信料がかかります)

全国町村等職員

任意医療保険

【総合医療保険(団体型)】

1泊2日以上の継続入院・手術等を保障!!

任意医療保険 ご案内ムービー

右記を携帯電話・スマートフォン等で読込み、アクセスしてください。(通信料がかかります)

全国町村等職員

任意収入補償保険

【団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

GLTD制度ご案内ムービー

スマートフォン等で読み込みアクセスしてください。(通信料がかかります)

任意生命保険のみ・任意医療保険のみのご加入も可能です。

重　要

当ご案内は令和5年4月時点の保険の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。お申込みにあたっては、別途ご提供しております「パンフレット(全体版)」を必ずお読みください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら

N-コンシェルジュのご案内

任意生命保険・任意医療保険に**ご加入の方のみの特典**です!

健康管理から**趣味**に至るまで**豊富なメニュー**をご用意!!

LINE連携始まりました NEW

詳細は、裏表紙をご確認ください。

申込締切日　令和5年11月2日(木)

加入日(効力発生日)　令和6年1月1日

全国町村会・都道府県町村会

ライフイベントに合わせたおすすめプラン!!

<「任意生命保険」と「任意医療保険」について>
年齢は、保険年齢で記載しております。
「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和6年1月1日)から適用します。
また、任意生命保険の本人・配偶者の掛金は年齢・性別、任意医療保険の本人・配偶者の掛金は年齢によって異なります。

25歳の方 (独身)

本　人:25歳

独身でも、病気やケガによる入院・手術等・就業障害などへの備えは必要です。任意共済を上手に活用して備えましょう。

35歳の方 (配偶者・こども1人あり)

本　人:35歳 男性　配偶者:32歳 女性
こども:3歳

結婚やお子様の誕生で手厚い保障が必要な時期です。団体保険としての割引が適用された掛金で、賢く保障を準備しましょう。

45歳の方 (配偶者・こども2人あり)

本　人:45歳 男性　配偶者:42歳 女性
こども:12歳・10歳

お子様の教育資金やご自身の健康など様々なことに気を配る必要があります。任意共済をフル活用して保障を準備しましょう。

55歳の方 (配偶者あり)

本　人:55歳 男性　配偶者:52歳 女性

退職後を意識し、将来的に退職者継続加入制度を活用することも視野に、任意共済で長期にわたる保障を確保しておきましょう。

任意生命保険
団体定期保険

死亡・所定の高度障がい状態の保障

	25歳の方 (独身)	35歳の方 (配偶者・こども1人あり)	45歳の方 (配偶者・こども2人あり)	55歳の方 (配偶者あり)
①	死亡保険金額(高度障がい保険金額)	死亡保険金額(高度障がい保険金額)	死亡保険金額(高度障がい保険金額)	死亡保険金額(高度障がい保険金額)
②	死亡保険金額(高度障がい保険金額) ⊕ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	死亡保険金額(高度障がい保険金額) ⊕ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	死亡保険金額(高度障がい保険金額) ⊕ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	死亡保険金額(高度障がい保険金額) ⊕ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)
本　人	①の場合… 200万円 ②の場合… 400万円 (月払掛金(概算) 男性 240円 女性 162円)	①の場合… 3,000万円 ②の場合… 6,000万円 (月払掛金(概算) 3,600円)	①の場合… 3,000万円 ②の場合… 6,000万円 (月払掛金(概算) 5,370円)	①の場合… 2,000万円 ②の場合… 4,000万円 (月払掛金(概算) 6,600円)
配偶者		①の場合… 1,000万円 ②の場合… 2,000万円 (月払掛金(概算) 810円)	①の場合… 1,000万円 ②の場合… 2,000万円 (月払掛金(概算) 1,350円)	①の場合… 400万円 ②の場合… 800万円 (月払掛金(概算) 928円)

P3~P6

任意医療保険
総合医療保険(団体型)

1泊2日以上の継続入院・手術等の保障

	25歳の方	35歳の方	45歳の方	55歳の方
入院給付金日額	本　人 5,000円 (月払掛金(概算) 男性 1,180円 女性 1,180円)	本　人 10,000円 (月払掛金(概算) 2,670円) 配偶者 5,000円 (月払掛金(概算) 1,285円) こども(1人) 3,000円 (月払掛金(概算) 495円)	本　人 12,000円 (月払掛金(概算) 4,032円) 配偶者 5,000円 (月払掛金(概算) 1,425円) こども(2人) 1人あたり 3,000円 (月払掛金(概算) 495円)	本　人 10,000円 (月払掛金(概算) 5,840円) 配偶者 5,000円 (月払掛金(概算) 2,165円)

P7~P10

任意収入補償保険
団体長期障害所得補償保険

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったときの収入を補償

	25歳の方	35歳の方	45歳の方	55歳の方
月額保険金額	本　人 月額 15万円(3口) (月払保険料 男性 1,485円 女性 1,503円)	本　人 月額 20万円(4口) (月払保険料 3,136円)	本　人 月額 20万円(4口) (月払保険料 6,316円)	本　人 月額 15万円(3口) (月払保険料 7,470円)

P15~P20

任意生命保険 任意医療保険 任意収入補償保険 月払掛金・保険料(概算) 合　計

	25歳の方	35歳の方	45歳の方	55歳の方
	男性 2,905円 女性 2,845円	11,996円	19,483円	23,003円

任意生命保険【団体定期保険】

この保険の特徴

- 掛金には**団体保険としての割引**が適用されます。
  また、1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、配当金をお受取り**になれます。
  ※脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知によるお申込み手続き**です。
  ※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- **一旦加入すれば**、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で**継続加入できます**。
- ライフイベントの変化に合わせて、**毎年保障額の見直しができます**。
  ※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- **「新型コロナウイルス感染症」**を直接の原因としてお支払事由（死亡・高度障がい）に該当した場合（※1）、**死亡保険金（高度障がい保険金）に加え、災害保険金（災害高度障がい保険金）（※2）のお支払対象**となります。
  （※1）医師の診断書を必要とします。
  （※2）災害保険金（災害高度障がい保険金）については、令和5年6月1日時点の内容となります。
  今後、取扱変更となる可能性があります。

ご参考　過去3年間の平均配当還元率※

配当還元率※
約12.6%

令和4年度*1	0%
令和3年度*2	約18.7%
令和2年度*3	約19.0%

●左記数値は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。
※年間払込掛金に対する配当金の割合です。
*1　保険期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日
*2　保険期間：令和3年1月1日～令和3年12月31日
*3　保険期間：令和2年1月1日～令和2年12月31日

加入資格

■以下の加入資格の他、新規加入・増額される場合には「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。
以下の年齢は令和6年1月1日現在の年齢です。

《職　員》 町村（一部の市を含む）、あるいは町村（一部の市を含む）の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の者で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。（S33.7.2生～H21.7.1生まれの方）
・町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。
・系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。

《配 偶 者》 職員と同一戸籍にある配偶者の方で、年齢満18歳以上65歳6カ月以下の方。（S33.7.2生～H18.1.1生まれの方）
※民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。

《こ ど も》 職員の扶養するこどもで、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。（H13.7.2生～ R3.7.1生まれの方）
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
※こどもとは次のいずれかに該当する子をいいます。
（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。）
該当しなくなった場合は、年齢22歳6カ月未満でも脱退となります。
1. 職員の子で主としてその職員により生計を維持している者
2. 職員の配偶者の子で職員と同一の世帯に属し、主として職員により生計を維持している者（職員の配偶者がすでに死亡しているときを含みます。）

【在職者の更新年齢限度】
職員・配偶者の方は年齢85歳6カ月まで、こどもは年齢22歳6カ月まで更新できます。
（職員・配偶者：S13.7.2以降生まれの方）
（こども：H13.7.2以降生まれの方）

【退職後の制度】
《退職者継続加入制度》
任意生命保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意生命保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。（S23.7.2以降生まれの方）
ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。
本人が令和5年1月1日以降に加入団体を退職後、令和5年12月31日まで任意生命保険に引続き加入中である場合、そのこどもは令和5年12月31日までの加入となります。
※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。
※詳細は係の方までお問合せください。

（ご注意）
①一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
②職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。（同一人が職員、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
③配偶者・こどものみで加入することはできません。
④配偶者・こどもは、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
⑤保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
⑥職員が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記【退職後の制度】のとおり継続加入いただくことができます。
※被保険者の氏名変更やご家族の異動等の場合には、速やかに係の方へお知らせください。

保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

●配偶者・こどもは、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。（配偶者・こどものみで加入することはできません。）
●《職員・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日（今回は令和6年1月1日）から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
●記載の掛金は、確定掛金を含め、令和5年6月6日（計算基準日）現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
●保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。
●**保険金額 職員（400万円・200万円）、配偶者（400万円・200万円）は新規に加入される方だけでなく、すでに加入されている方も選択できます。**

保険金額 配偶者（500万円）はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

職員の方は、**3,000万円～ 200万円**の保険金額から、
配偶者の方は、**1,000万円～ 200万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円・200万円**の保険金額からお選びください。

月払掛金（概算）

対象		職員				配偶者					こども		（ご参考）配偶者
申込保険金額		3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円
疾病による場合 死亡保険金額（高度障がい保険金額）		3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額（高度障がい保険金額）＋災害保険金額（災害高度障がい保険金額）		6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	400万円	600万円	300万円	1,000万円
保険年齢										(単位:円)	(単位:円)		(単位:円)
男性	15歳～35歳（S63.7.2生～H21.7.1生）	3,600	3,000	2,400	1,800	1,200	960	720	480	240	360	180	600
男性	36歳～40歳（S58.7.2生～S63.7.1生）	4,290	3,575	2,860	2,145	1,430	1,144	858	572	286			715
男性	41歳～45歳（S53.7.2生～S58.7.1生）	5,370	4,475	3,580	2,685	1,790	1,432	1,074	716	358			895
男性	46歳～50歳（S48.7.2生～S53.7.1生）	7,170	5,975	4,780	3,585	2,390	1,912	1,434	956	478			1,195
男性	51歳～55歳（S43.7.2生～S48.7.1生）	9,900	8,250	6,600	4,950	3,300	2,640	1,980	1,320	660			1,650
男性	56歳～60歳（S38.7.2生～S43.7.1生）	13,800	11,500	9,200	6,900	4,600	3,680	2,760	1,840	920			2,300
男性	61歳～65歳（S33.7.2生～S38.7.1生）	20,460	17,050	13,640	10,230	6,820	5,456	4,092	2,728	1,364			3,410
男性	66歳～70歳（S28.7.2生～S33.7.1生）	29,790	24,825	19,860	14,895	9,930	7,944	5,958	3,972	1,986			4,965
女性	15歳～35歳（S63.7.2生～H21.7.1生）	2,430	2,025	1,620	1,215	810	648	486	324	162			405
女性	36歳～40歳（S58.7.2生～S63.7.1生）	3,450	2,875	2,300	1,725	1,150	920	690	460	230			575
女性	41歳～45歳（S53.7.2生～S58.7.1生）	4,050	3,375	2,700	2,025	1,350	1,080	810	540	270			675
女性	46歳～50歳（S48.7.2生～S53.7.1生）	5,370	4,475	3,580	2,685	1,790	1,432	1,074	716	358			895
女性	51歳～55歳（S43.7.2生～S48.7.1生）	6,960	5,800	4,640	3,480	2,320	1,856	1,392	928	464			1,160
女性	56歳～60歳（S38.7.2生～S43.7.1生）	8,580	7,150	5,720	4,290	2,860	2,288	1,716	1,144	572			1,430
女性	61歳～65歳（S33.7.2生～S38.7.1生）	11,100	9,250	7,400	5,550	3,700	2,960	2,220	1,480	740			1,850
女性	66歳～70歳（S28.7.2生～S33.7.1生）	14,670	12,225	9,780	7,335	4,890	3,912	2,934	1,956	978			2,445

※1人あたりの確定掛金です。

保険年齢
3歳～22歳
（H13.7.2生～R3.7.1生）

保障額と掛金(続き)

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

職員の方は、**3,000万円～200万円**の保険金額から、配偶者の方は、**1,000万円～200万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円・200万円**の保険金額からお選びください。

半年払掛金(概算)

半年払掛金は月払掛金の **6倍** です。

対象	職員				配偶者					こども		(ご参考)配偶者
申込保険金額	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)＋災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	400万円	600万円	300万円	1,000万円
保険年齢									(単位:円)	(単位:円)		(単位:円)
男性 15歳～35歳 (S63.7.2生～H21.7.1生)	21,600	18,000	14,400	10,800	7,200	5,760	4,320	2,880	1,440	2,160	1,080	3,600
男性 36歳～40歳 (S58.7.2生～S63.7.1生)	25,740	21,450	17,160	12,870	8,580	6,864	5,148	3,432	1,716			4,290
男性 41歳～45歳 (S53.7.2生～S58.7.1生)	32,220	26,850	21,480	16,110	10,740	8,592	6,444	4,296	2,148			5,370
男性 46歳～50歳 (S48.7.2生～S53.7.1生)	43,020	35,850	28,680	21,510	14,340	11,472	8,604	5,736	2,868			7,170
男性 51歳～55歳 (S43.7.2生～S48.7.1生)	59,400	49,500	39,600	29,700	19,800	15,840	11,880	7,920	3,960			9,900
男性 56歳～60歳 (S38.7.2生～S43.7.1生)	82,800	69,000	55,200	41,400	27,600	22,080	16,560	11,040	5,520			13,800
男性 61歳～65歳 (S33.7.2生～S38.7.1生)	122,760	102,300	81,840	61,380	40,920	32,736	24,552	16,368	8,184			20,460
男性 66歳～70歳 (S28.7.2生～S33.7.1生)	178,740	148,950	119,160	89,370	59,580	47,664	35,748	23,832	11,916			29,790
女性 15歳～35歳 (S63.7.2生～H21.7.1生)	14,580	12,150	9,720	7,290	4,860	3,888	2,916	1,944	972			2,430
女性 36歳～40歳 (S58.7.2生～S63.7.1生)	20,700	17,250	13,800	10,350	6,900	5,520	4,140	2,760	1,380			3,450
女性 41歳～45歳 (S53.7.2生～S58.7.1生)	24,300	20,250	16,200	12,150	8,100	6,480	4,860	3,240	1,620			4,050
女性 46歳～50歳 (S48.7.2生～S53.7.1生)	32,220	26,850	21,480	16,110	10,740	8,592	6,444	4,296	2,148			5,370
女性 51歳～55歳 (S43.7.2生～S48.7.1生)	41,760	34,800	27,840	20,880	13,920	11,136	8,352	5,568	2,784			6,960
女性 56歳～60歳 (S38.7.2生～S43.7.1生)	51,480	42,900	34,320	25,740	17,160	13,728	10,296	6,864	3,432			8,580
女性 61歳～65歳 (S33.7.2生～S38.7.1生)	66,600	55,500	44,400	33,300	22,200	17,760	13,320	8,880	4,440			11,100
女性 66歳～70歳 (S28.7.2生～S33.7.1生)	88,020	73,350	58,680	44,010	29,340	23,472	17,604	11,736	5,868			14,670

※1人あたりの確定掛金です。

保険年齢 3歳～22歳 (H13.7.2生～R3.7.1生)

任意生命保険

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

職員の方は、**3,000万円～200万円**の保険金額から、配偶者の方は、**1,000万円～200万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円・200万円**の保険金額からお選びください。

年払掛金(概算)

年払掛金は月払掛金の **12倍** です。

対象	職員				配偶者					こども		(ご参考)配偶者
申込保険金額	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)＋災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	400万円	600万円	300万円	1,000万円
保険年齢									(単位:円)	(単位:円)		(単位:円)
男性 15歳～35歳 (S63.7.2生～H21.7.1生)	43,200	36,000	28,800	21,600	14,400	11,520	8,640	5,760	2,880	4,320	2,160	7,200
男性 36歳～40歳 (S58.7.2生～S63.7.1生)	51,480	42,900	34,320	25,740	17,160	13,728	10,296	6,864	3,432			8,580
男性 41歳～45歳 (S53.7.2生～S58.7.1生)	64,440	53,700	42,960	32,220	21,480	17,184	12,888	8,592	4,296			10,740
男性 46歳～50歳 (S48.7.2生～S53.7.1生)	86,040	71,700	57,360	43,020	28,680	22,944	17,208	11,472	5,736			14,340
男性 51歳～55歳 (S43.7.2生～S48.7.1生)	118,800	99,000	79,200	59,400	39,600	31,680	23,760	15,840	7,920			19,800
男性 56歳～60歳 (S38.7.2生～S43.7.1生)	165,600	138,000	110,400	82,800	55,200	44,160	33,120	22,080	11,040			27,600
男性 61歳～65歳 (S33.7.2生～S38.7.1生)	245,520	204,600	163,680	122,760	81,840	65,472	49,104	32,736	16,368			40,920
男性 66歳～70歳 (S28.7.2生～S33.7.1生)	357,480	297,900	238,320	178,740	119,160	95,328	71,496	47,664	23,832			59,580
女性 15歳～35歳 (S63.7.2生～H21.7.1生)	29,160	24,300	19,440	14,580	9,720	7,776	5,832	3,888	1,944			4,860
女性 36歳～40歳 (S58.7.2生～S63.7.1生)	41,400	34,500	27,600	20,700	13,800	11,040	8,280	5,520	2,760			6,900
女性 41歳～45歳 (S53.7.2生～S58.7.1生)	48,600	40,500	32,400	24,300	16,200	12,960	9,720	6,480	3,240			8,100
女性 46歳～50歳 (S48.7.2生～S53.7.1生)	64,440	53,700	42,960	32,220	21,480	17,184	12,888	8,592	4,296			10,740
女性 51歳～55歳 (S43.7.2生～S48.7.1生)	83,520	69,600	55,680	41,760	27,840	22,272	16,704	11,136	5,568			13,920
女性 56歳～60歳 (S38.7.2生～S43.7.1生)	102,960	85,800	68,640	51,480	34,320	27,456	20,592	13,728	6,864			17,160
女性 61歳～65歳 (S33.7.2生～S38.7.1生)	133,200	111,000	88,800	66,600	44,400	35,520	26,640	17,760	8,880			22,200
女性 66歳～70歳 (S28.7.2生～S33.7.1生)	176,040	146,700	117,360	88,020	58,680	46,944	35,208	23,472	11,736			29,340

※1人あたりの確定掛金です。

保険年齢 3歳～22歳 (H13.7.2生～R3.7.1生)

任意生命保険

任意医療保険【総合医療保険（団体型）】

この保険の特徴

- 掛金には**団体保険としての割引**が適用されます。
  また、1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、配当金をお受取り**になれます。
  ※脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知によるお申込み手続き**です。
  ※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- **一旦加入すれば**、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で**継続加入できます**。
- ライフイベントの変化に合わせて、**毎年保障額の見直しができます**。
  ※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- 1泊2日以上の継続入院の場合、入院給付金をお受取りになれます。

ご参考　過去3年間の平均配当還元率※

配当還元率※
約10.2%

令和4年度*1	0%
令和3年度*2	約14.8%
令和2年度*3	約16.0%

●上記数値は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。
※年間払込掛金に対する配当金の割合です。

*1　保険期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日
*2　保険期間：令和3年1月1日～令和3年12月31日
*3　保険期間：令和2年1月1日～令和2年12月31日

加入資格

■以下の加入資格の他、新規加入・増額される場合には「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。
以下の年齢は令和6年1月1日現在の年齢です。

《職　員》町村（一部の市を含む）、あるいは町村（一部の市を含む）の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の者で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。（S33.7.2生～H21.7.1生まれの方）
・町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。
・系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。

《配 偶 者》職員と生計を一にする配偶者の方で、年齢満18歳以上65歳6カ月以下の方。（S33.7.2生～H18.1.1生まれの方）
※民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。

《こ ど も》職員と生計を一にするこども*で、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。（H13.7.2生～ R3.7.1生まれの方）
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
この場合、入院給付金日額は同一となります。
*該当しなくなった場合は、年齢22歳6カ月未満でも脱退となります。

【在職者の更新年齢限度】
職員・配偶者の方は年齢75歳6カ月まで、こどもは年齢22歳6カ月まで更新できます。
※配偶者・こどもは職員と生計を一にする方です。
（職員・配偶者：S23.7.2以降生まれの方）
（こども：H13.7.2以降生まれの方）

【退職後の制度】
《退職者継続加入制度》
任意医療保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意医療保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。（S23.7.2以降生まれの方）
ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。
本人が令和5年1月1日以降に加入団体を退職後、令和5年12月31日まで任意医療保険に引続き加入中である場合、そのこどもは令和5年12月31日までの加入となります。
※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。
※詳細は係の方までお問合せください。

（ご注意）
①一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
②職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。（同一人が職員、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
③配偶者・こどものみで加入することはできません。
④配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、こどもは職員（配偶者も加入する場合は配偶者）と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
⑤保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
⑥職員が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記【退職後の制度】のとおり継続加入いただくことができます。
※被保険者の氏名変更やご家族の異動等の場合には、速やかに係の方へお知らせください。

制度の特徴

万一の場合、給付の対象に該当するかが簡単にわかります。入院 手術

医療機関で交付される領収証等で判断
所定の条件を満たせば領収証等（「治療内容報告書」と「領収証のコピー」）で請求いただけます。
※詳細については「パンフレット（全体版）」のP31「給付金のご請求について」をご確認ください。

公的医療保険制度に連動しているため、給付の対象となる手術等かどうか、医療機関で交付される領収証等によって加入者ご自身で簡単に確認できます。

1　入院の有無および入院期間の確認
入院がある場合は入院期間が記載されます。

2　給付金の有無についての確認
「手術」「放射線治療」欄に診療報酬点数が記載されている場合、手術給付金・放射線治療給付金のご請求の対象となります。
※労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない場合（健康保険の対象外）であっても、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられている場合は、手術給付金のご請求の対象となります。
※放射線治療給付金のご請求については当社所定の「入院・手術・3大疾病等診断書（証明書）」のご提出が必要です。
※手術料の記載がない場合であっても「入院料等」の欄に算定される一部の手術については、手術給付金のご請求の対象となる場合があります。
※一部対象外の手術があります。

領収証イメージ

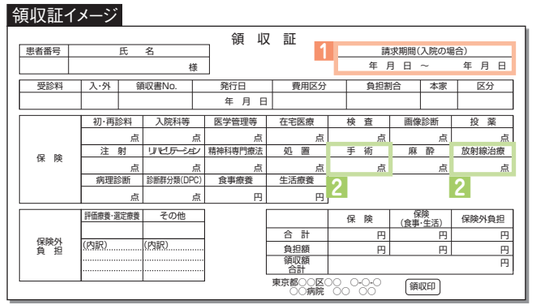

手術 **公的医療保険制度の給付の対象となる手術（※1）、先進医療（※2）に該当する手術等を保障します。**

●例えば以下のような手術の場合でも給付金が受取れます。（　）内は手術の原因となる主な症状・疾患名（一例）

麦粒腫切開術（ものもらい）　鼓膜切開術（中耳炎）　裂肛根治術（切れ痔）　鼻腔粘膜焼灼術（鼻出血）

（※1）一部対象外の手術があります。
（※2）対象となる先進医療は、手術を受けられた時点において厚生労働大臣が定めるものに限ります。また、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。

給付金のお支払事例

ケガや病気等による
1泊2日からの継続入院・手術等に備えて！

Nさん（保険年齢46歳・男性）

脳梗塞（脳血管疾患）で88日間入院後、退院（入院中、2回の手術を異なる日に受けた）

<Nさんが加入の保障額>
入院給付金日額　10,000円
月払掛金（概算）　3,360円

手術日が異なれば、それぞれについてご請求対象となります

発病 → 入院 ①88万円 → 手術 ②20万円 → 手術 ③20万円 → 入院療養給付金 ④5万円

①入院給付金	88万円（10,000円×88日）
②手術給付金	20万円（10,000円×20倍）
③手術給付金	20万円（10,000円×20倍）
④入院療養給付金（※）	5万円（10,000円×　5倍）

合計 133万円

（※）すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院であることを要します。

Kさん（保険年齢24歳・女性）

通勤途中に階段で転び骨折、4日間入院（入院中、手術1回）

<Kさんが加入の保障額>
入院給付金日額　5,000円
月払掛金（概算）　955円

1泊2日からご請求対象となります

ケガ → 入院 ①2万円 → 手術 ②10万円 → 入院療養給付金 ③2万5千円

①入院給付金	2万円（5,000円×　4日）
②手術給付金	10万円（5,000円×20倍）
③入院療養給付金（※）	2万5千円（5,000円×　5倍）

合計 14万5千円

（※）すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院であることを要します。

ご注意
・年齢によって保険料は異なります。
・上記の給付事例は概要を示しています。保障内容に関する詳細や給付金のお受取りにあたっての日数制限等の制限事項については、【パンフレット（全体版）】P30「給付金のお支払事由」、P31「法令等の改正に伴う変更」、P39【注意喚起情報】「給付金をお支払いしない主な場合」、ならびにP41～P43「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。
給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(*)以後に生じることが必要となります。
(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
入院療養給付金	入院給付金をお支払いする入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	通算なし
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎります。
(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
ただし、新医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取のための入院・手術であってもお支払い対象となります。(この場合、継続加入時における新医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)
※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
<対象外の手術の例>・・・「創傷処理」「皮膚切開術」等
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、【パンフレット(全体版)】P30「給付金のお支払事由」、P31「法令等の改正に伴う変更」、P39【注意喚起情報】「給付金をお支払いしない主な場合」、ならびにP41～P43「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
●以下の入院給付金日額からご希望の入院給付金日額をお選びください。配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、こどもは職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。(配偶者・こどものみで加入することはできません。)
●記載の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は令和6年1月1日)から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の給付金日額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
●保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。

月払掛金(概算)

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額から、配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、5,000円・3,000円の入院給付金日額からお選びください。

対象	職員				配偶者	こども	
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保険年齢	(単位:円)					(単位:円)	
15歳～19歳 (H16.7.2生～H21.7.1生)	1,524	1,270	1,016	635	381	825	495
20歳～24歳 (H11.7.2生～H16.7.1生)	2,292	1,910	1,528	955	573		
25歳～29歳 (H 6.7.2生～H11.7.1生)	2,832	2,360	1,888	1,180	708		
30歳～34歳 (H 1.7.2生～H 6.7.1生)	3,084	2,570	2,056	1,285	771		
35歳～39歳 (S59.7.2生～H 1.7.1生)	3,204	2,670	2,136	1,335	801		
40歳～44歳 (S54.7.2生～S59.7.1生)	3,420	2,850	2,280	1,425	855		
45歳～49歳 (S49.7.2生～S54.7.1生)	4,032	3,360	2,688	1,680	1,008		
50歳～54歳 (S44.7.2生～S49.7.1生)	5,196	4,330	3,464	2,165	1,299		
55歳～59歳 (S39.7.2生～S44.7.1生)	7,008	5,840	4,672	2,920	1,752		
60歳～64歳 (S34.7.2生～S39.7.1生)	9,324	7,770	6,216	3,885	2,331		
65歳～69歳 (S29.7.2生～S34.7.1生)	12,588	10,490	8,392	5,245	3,147		
70歳 (S28.7.2生～S29.7.1生)	15,888	13,240	10,592	6,620	3,972		

保険年齢 3歳～22歳 (H13.7.2生～R3.7.1生)

半年払掛金(概算)

半年払掛金は月払掛金の 6倍 です。

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額から、配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、5,000円・3,000円の入院給付金日額からお選びください。

対象	職員				配偶者	こども	
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保険年齢	(単位:円)					(単位:円)	
15歳～19歳 (H16.7.2生～H21.7.1生)	9,144	7,620	6,096	3,810	2,286	4,950	2,970
20歳～24歳 (H11.7.2生～H16.7.1生)	13,752	11,460	9,168	5,730	3,438		
25歳～29歳 (H 6.7.2生～H11.7.1生)	16,992	14,160	11,328	7,080	4,248		
30歳～34歳 (H 1.7.2生～H 6.7.1生)	18,504	15,420	12,336	7,710	4,626		
35歳～39歳 (S59.7.2生～H 1.7.1生)	19,224	16,020	12,816	8,010	4,806		
40歳～44歳 (S54.7.2生～S59.7.1生)	20,520	17,100	13,680	8,550	5,130		
45歳～49歳 (S49.7.2生～S54.7.1生)	24,192	20,160	16,128	10,080	6,048		
50歳～54歳 (S44.7.2生～S49.7.1生)	31,176	25,980	20,784	12,990	7,794		
55歳～59歳 (S39.7.2生～S44.7.1生)	42,048	35,040	28,032	17,520	10,512		
60歳～64歳 (S34.7.2生～S39.7.1生)	55,944	46,620	37,296	23,310	13,986		
65歳～69歳 (S29.7.2生～S34.7.1生)	75,528	62,940	50,352	31,470	18,882		
70歳 (S28.7.2生～S29.7.1生)	95,328	79,440	63,552	39,720	23,832		

保険年齢 3歳～22歳 (H13.7.2生～R3.7.1生)

年払掛金(概算)

年払掛金は月払掛金の 12倍 です。

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額から、配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、5,000円・3,000円の入院給付金日額からお選びください。

対象	職員				配偶者	こども	
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保険年齢	(単位:円)					(単位:円)	
15歳～19歳 (H16.7.2生～H21.7.1生)	18,288	15,240	12,192	7,620	4,572	9,900	5,940
20歳～24歳 (H11.7.2生～H16.7.1生)	27,504	22,920	18,336	11,460	6,876		
25歳～29歳 (H 6.7.2生～H11.7.1生)	33,984	28,320	22,656	14,160	8,496		
30歳～34歳 (H 1.7.2生～H 6.7.1生)	37,008	30,840	24,672	15,420	9,252		
35歳～39歳 (S59.7.2生～H 1.7.1生)	38,448	32,040	25,632	16,020	9,612		
40歳～44歳 (S54.7.2生～S59.7.1生)	41,040	34,200	27,360	17,100	10,260		
45歳～49歳 (S49.7.2生～S54.7.1生)	48,384	40,320	32,256	20,160	12,096		
50歳～54歳 (S44.7.2生～S49.7.1生)	62,352	51,960	41,568	25,980	15,588		
55歳～59歳 (S39.7.2生～S44.7.1生)	84,096	70,080	56,064	35,040	21,024		
60歳～64歳 (S34.7.2生～S39.7.1生)	111,888	93,240	74,592	46,620	27,972		
65歳～69歳 (S29.7.2生～S34.7.1生)	151,056	125,880	100,704	62,940	37,764		
70歳 (S28.7.2生～S29.7.1生)	190,656	158,880	127,104	79,440	47,664		

保険年齢 3歳～22歳 (H13.7.2生～R3.7.1生)

正しく告知いただくために

◆任意生命保険および任意医療保険は、加入される方々が掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。

◆任意生命保険および任意医療保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。
以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1 健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。（告知義務）

●申込日現在および過去の健康状態等について、事実をありのままお知らせいただくことを「告知」といいます。

●この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に「申込書兼告知書」の裏面に記載されている「質問事項」について、告知いただく義務（告知義務）があります。

●過去の傷病歴（傷病名・手術の有無、治療期間等）、現在の健康状態等について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる場合のみ、お申込みください。

●告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは、告知されたことになりません。

●この保険は、「申込書兼告知書」をご提出いただくことで、健康状態等について「告知」いただくことになります。

●告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず「申込書兼告知書」にて告知いただくようお願いいたします。

●生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりませんので、ご注意ください。

3 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

●「質問事項」には過去の傷病歴等について記載しておりますが、質問事項に記載の『医師の治療・投薬』には、次のもの（＊）は含まれませんので、傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。
詳細については、「６『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をあわせてご確認ください。

（＊）医師の治療・投薬には、一過性の軽微な疾患〔かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療〕、妊娠（正常）、手足の骨折によるものは含まれません。

4 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

●告知いただく事項は、「申込書兼告知書」裏面に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。（＊）

●責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

●お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
また、すでにお払込みいただいた掛金は払戻しません。
（ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。）

（＊）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。
こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

●「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。
たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた掛金は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。
ただし、任意医療保険の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

5 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

●生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6 「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

●新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面（※）に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
（※）「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

●主たる被保険者（本人）が新規加入・増額する申込者の告知内容（質問事項に対する答え）をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。

●「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認いただき、告知内容が事実に相違ないことを確認のうえ、「申込印（告知印）」欄に押印ください。

●「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

【 質問事項 】

任意生命保険（団体定期保険）

（ア）申込日現在、職員は健康上の理由で就業制限（＊1）を受けていますか。
（配偶者およびこどもは、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬（＊2）を受けたことがありますか。）

（イ）申込日から過去1年以内に、病気またはけがで手術を受けたこと、連続14日以上の入院をしたことがありますか。

（ウ）申込日から過去1年以内に、病気またはけがで、14日以上にわたり（＊3）医師の治療・投薬（＊2）を受けたことがありますか。

任意医療保険（総合医療保険（団体型））

（ア）申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬（＊2）を受けたことがありますか。

（イ）申込日から過去5年以内に、病気またはけがで手術を受けたことがありますか。

（ウ）申込日から過去5年以内に、病気で連続７日以上の入院もしくは7日以上にわたり（＊4）医師の治療・投薬（＊2）を受けたことはありますか。

【 補足説明 】

＊1　「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤（公休・普通休暇等によるものも含む）を指示されている場合などをいいます。

＊2　「医師の治療・投薬」とは、医師による治療・投薬のほか、診察・検査・指示・指導を含みます。
（注）一過性の軽微な疾患〔かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療〕、妊娠（正常）、手足の骨折によるものは含まれません。

＊3　「14日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が14日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が14日以上の場合や、合計14日分以上の投薬を受けた場合は、「14日以上」となります。

＊4　「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。

【14日間の例】

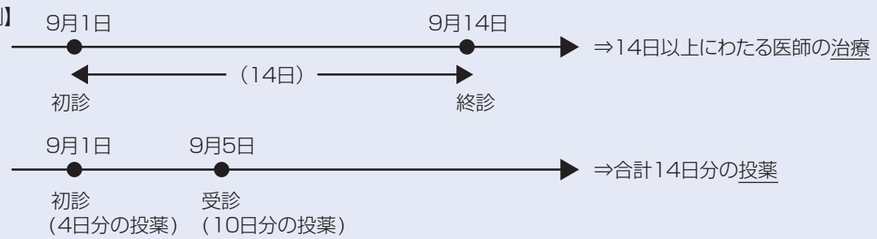

○なお、以下のような場合は告知事項に当てはまりませんので、質問事項に記載の内容からは除かれます。
・医師の指示ではなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
・歯科医師による虫歯の治療、抜歯を受けた
・妊娠（正常）で入院した

●「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

日本生命保険相互会社　企業保険サービス課　　平成29年6月20日　　K2017-166

退職者継続加入制度【任意生命保険・任意医療保険】

これから退職される方へ
退職後継続加入を希望される方のお手続きは更新時ではなく、退職時にお手続きいただきます。詳細は係の方へお問合せください。

- 退職後加入者の事務は事務代行会社（株式会社日本共同システム）への外部委託（退職者直轄制度）となっております。

退職後における制度の取扱いについて〈退職後に継続してご加入になれる制度〉

任意生命保険
任意医療保険
→ 退職 →

任意生命保険・任意医療保険
退職者継続加入制度
任意生命保険あるいは任意医療保険に継続加入されている方
※加入年数は問いません

1 **任意生命保険**（年齢75歳6カ月まで更新可能）
死亡・所定の高度障がい状態を保障

2 **任意医療保険**（年齢75歳6カ月まで更新可能）
入院・手術等を保障

退職者継続加入制度について　（任意生命保険・任意医療保険）

- 保険金額・入院給付金日額は、退職直前に加入していた金額以下で選ぶことができます。
- 退職者継続加入制度への移行時およびその後の更新時に保険金額・入院給付金日額を増額することはできません。

加入資格

1 任意生命保険　2 任意医療保険　共通

任意生命保険・任意医療保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。（S23.7.2以降生まれの方）
ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。
本人が令和5年1月1日以降に加入団体を退職後、令和5年12月31日まで任意生命保険・任意医療保険に引続き加入中である場合、そのこどもは令和5年12月31日までの加入となります。

なお、任意生命保険のみ、または任意医療保険のみを継続することもできます。（更新時のみ）

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。
※詳細は係の方までお問合せください。

退職時のお取扱い　1 任意生命保険　2 任意医療保険　共通

退職月から次期更新日（1月1日）以降も継続してご加入を希望される方は、退職時に退職翌月から次期更新日前月（当年12月）までの残余期間の掛金を一括で入金いただくとともに、「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を11月初旬までに係の方へご提出ください。

（例）令和5年3月末日をもって退職され、退職後も継続してご加入を希望された場合

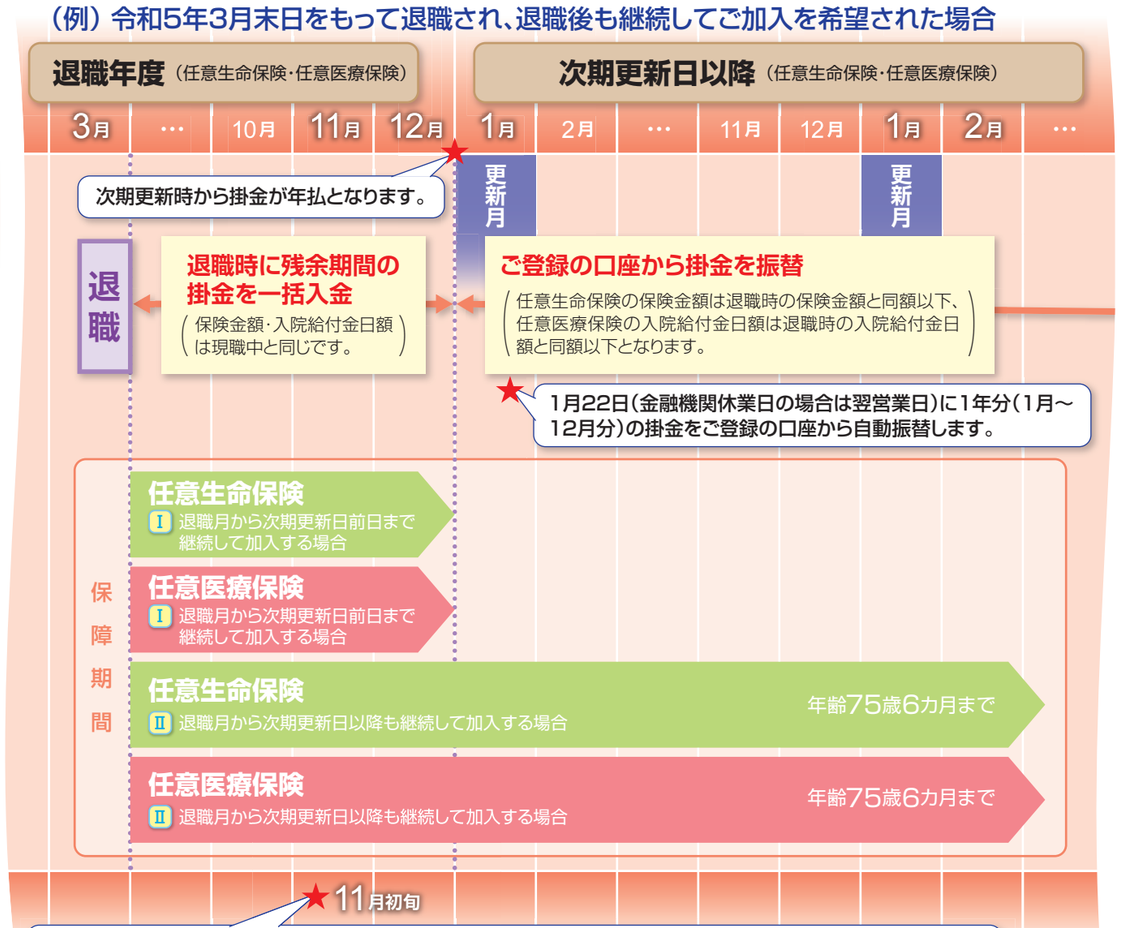

- 「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」のご提出のタイミングにより、口座振替および「申込書（退職者用）」の印字がされる場合とされない場合があります。

提出時期		口座振替	「申込書（退職者用）」の印字
①	7月末	○	○
②	8月以降11月初旬	○	×
③	11月初旬以降	×	×

※上記の「提出時期」において、いずれも生命保険会社での受付・手続きが完了している必要があります。
※②（8月以降11月初旬）、③（11月初旬以降）の場合は、以下の書類を必ずセットでご提出する必要があります。

提出書類		記入内容等
1	退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書	記入・（金融機関お届け印）押印
2	申込書兼告知書	加入区分「脱退」を○で囲み、申込印を押印
3	申込書（退職者用）	白紙に必要事項を記入・押印（同額または減額のみ）

- 退職者継続加入の意思がありながら、申込締切日（11月初旬）に間に合わなかった方や締切日以降に退職された方等は、各加入団体から掛金が徴収されます。申込締切日（11月初旬）以降、年度内に「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を提出された方は、翌年度から退職者直轄扱として取扱われますが、口座振替は翌々年度からになります。

令和6年3月末退職予定の方へ

- 今回更新時での退職後継続加入手続きは不要です。退職時にお手続きください。
- 増額をご検討の方は今回の更新時に手続きが必要です。退職継続後は増額できません。

任意収入補償保険【団体長期障害所得補償保険】

(GLTD=Group Long Term Disability)

引受幹事保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

告知改定により、新規加入しやすくなりました！ぜひこの機会にご検討ください。

この保険の概要

「ケガや病気」で就業障害となり長期間働けなくなった場合の収入の減少を最長65歳まで補償する保険です。
全国町村等職員にとって、ケガや病気により長期間働けなくなり職場復帰できない状態が続けば、収入は減少し、ご本人・ご家族は生活費、ローン返済等さまざまな出費に困窮します。「任意収入補償保険」は、全国町村等職員が**ケガや病気により就業できなくなったとき、公的給付等だけでは補えない所得の喪失を最長65歳まで長期間にわたり補償する保険です。**

この保険の特徴

一部復職後や退職後も補償

就業障害により退職となった場合、働けない状態が続く限り、補償は継続されます。（最長65歳まで）
また、職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部復職していても収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して（最長65歳まで）補償します（保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません）。

＊休職期間中であっても、団体構成員である限りご契約を継続することはできますが、退職後はご契約の継続はできません。ただしご契約を継続しない場合でも、保険期間中の事故については支払条件が満たされる限り保険金はお支払いします。

業務中、業務外、国内外問わず補償

業務中はもちろん、レジャー中および海外旅行中等の偶然の事故や病気による就業障害も24時間補償します。入院中だけでなく、医師の指示による在宅療養・リハビリ中でも、保険金のお支払い条件を満たす場合は補償の対象となります。

長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に**最長で65歳まで所得を補償**します。

＊てん補期間は65歳に達した日※までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日からてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間は3年となります。

※65歳に達した日とは、65歳の誕生日の前日をいいます。

精神障害も補償

躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に**最長で24か月所得を補償**します（精神障害補償特約セット）。

うつ病から復職後に、同一の身体障害により、再び就業障害となった場合の取扱い（精神障害補償特約）

復職期間が6か月以内の場合は、同一の就業障害とみなします。復職期間が**6か月を超える**場合は、後の就業障害は新たな就業障害とみなし、**新たに免責期間（90日）およびてん補期間（最長24か月）を適用します。**

例）うつ病による就業障害が免責期間（90日）経過後、24か月継続し保険金が支払われました。
症状が回復し復職したものの、7か月後に再びうつ病を発症し就業障害となりました。

精神障害による就業障害のてん補期間は最長24か月ですが、復職後に発症したうつ病による就業障害は新たな就業障害とみなしますので、免責期間（90日）経過後、再び保険金の支払い対象となります。

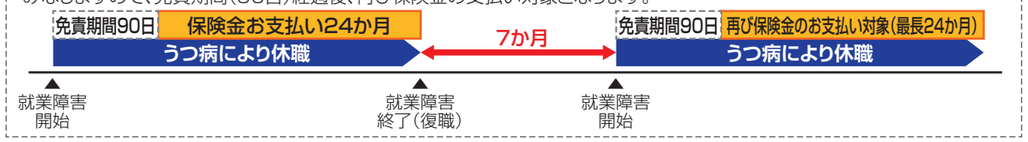

天災によって被ったケガも補償

地震、噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します（天災危険補償特約セット）。

妊娠に伴う障害も補償

妊娠、出産、早産または流産による身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します（妊娠に伴う身体障害補償特約セット）。　※女性のみセットされています。

出産（育児）休暇取得期間に就業障害となった場合の取扱い（妊娠に伴う身体障害補償特約）

出産（育児）休暇取得期間中であっても、医師により身体障害による就業障害と診断された場合は診断日が就業障害開始日とみなします。

例1）出産休暇取得後に妊娠悪阻（つわりが悪化した状態）として診断され、就業障害と診断されました。
出産日まで就業障害と医師が診断したため保険金が支払われました。

例2）帝王切開手術を行い、出産日まで就業障害と医師が診断しましたが免責期間内に病状が回復したため保険金は支払われませんでした。

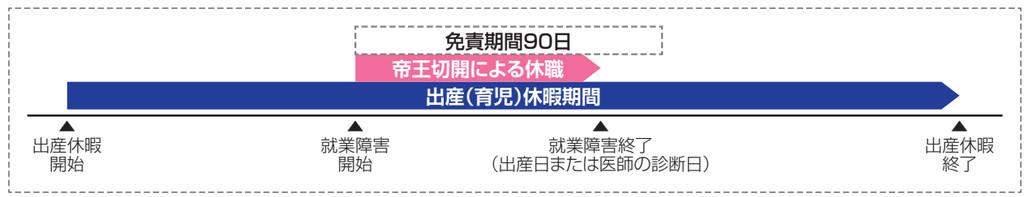

※免責期間中に症状が回復し、身体障害による就業障害でない場合は、育児休暇中などで、出社していなくても復職とみなします。（保険金のお支払いは対象外となります。）

任意収入補償保険

「働けないリスク」について、考えた事はありますか?

町村等職員の職場は多忙!長期病休者数は増加傾向!

【公務災害認定された精神疾患等の業務負荷の類型別割合】

業務負荷の類別		令和3年度
1.異常な出来事への遭遇		15.2%
2.仕事の量・質	仕事の内容	1.5%
	仕事の量（勤務時間の長さ）	28.8%
	勤務形態	1.5%
3.役割・地位の変化	異動	—
	昇任	—
4.業務の執行体制		—
5.仕事の失敗、責任問題の発生・対処	仕事の失敗	—
	不祥事の発生と対処	7.6%
6.対人関係等の職場環境		33.3%
7.住民等の公務上での関係		12.1%
合計		100%

<出典：地方公務員災害補償基金　令和3年度過労死等の公務災害補償状況について>

地方公務員の
約100人に
3.0人が
長期病休中です!

※地方公務員の長期病休者数（令和3年度）は、
23,625人

【長期病休者数（10万人率）の推移】

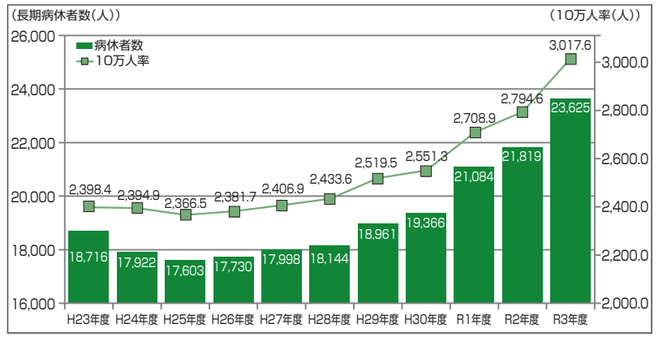

<出典：一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会　地方公務員健康状況等の現況（令和3年度）の概要>

精神及び行動の障害による長期病休者は、毎年、大幅に増加。

【主な疾病分類別の長期病休者率（10万人率）の推移】

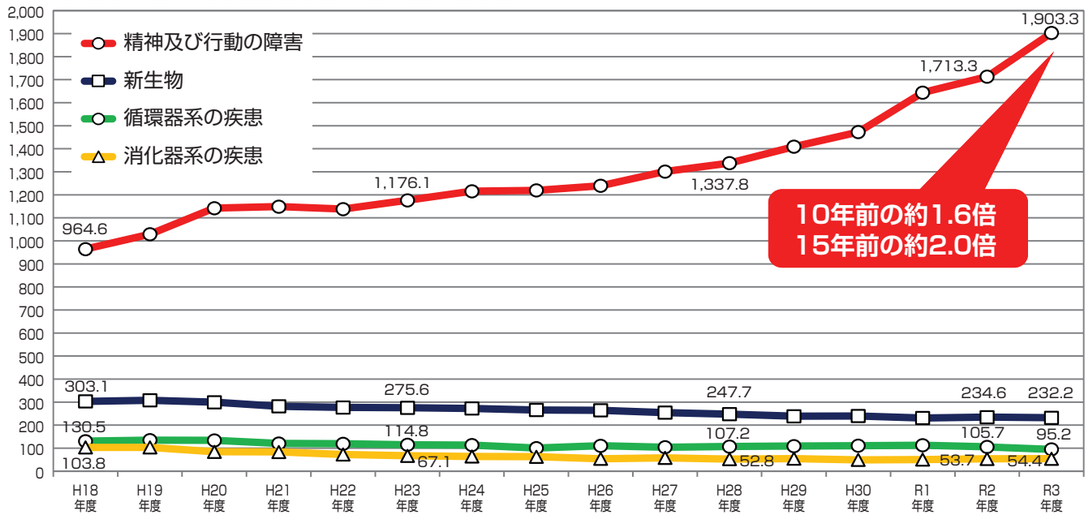

<出典：一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会　地方公務員健康状況等の現況（令和3年度）の概要>

補償のイメージ図

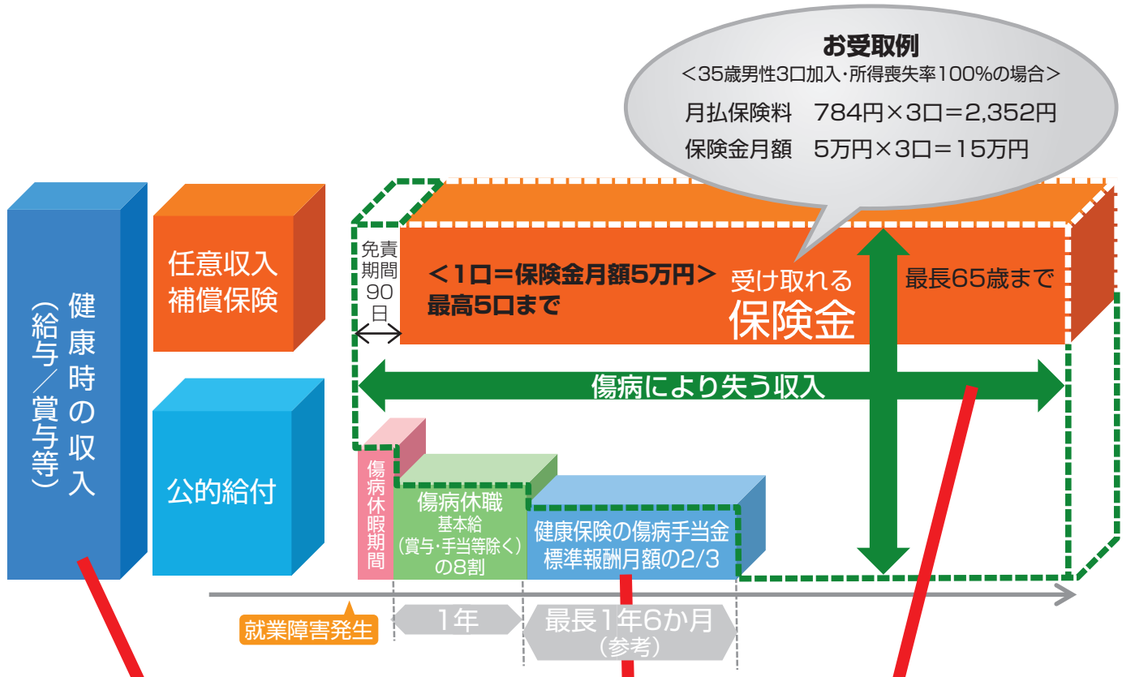

【参考】毎月の不足する収入額

年齢	①平均給料	標準報酬月額（平均給与を参考）	②傷病手当金支給額（標準報酬月額の2/3）	所得喪失額（①−②）	必要最低補償額
25歳	199,975円	232,645円	155,097円	44,878円	5万円
35歳	249,497円	296,272円	197,515円	51,982円	6万円
45歳	353,736円	410,648円	273,765円	79,971円	8万円
55歳	387,134円	442,962円	295,308円	91,826円	10万円

※平均給与額は「令和２年度 地方公務員給与の実態」から抜粋
※あくまで参考として掲載しておりますので、傷病時の手当てに関しては各団体に確認ください。
※上記①平均給与額には交通費等の手当ては含みません。
※傷病手当金支給額＝標準報酬月額×2/3

「生きること」を支えるために…

医療の高度化等により、日本人の寿命は今までになく延び、私たちが60才以前に死亡するリスクは減少傾向にあります。しかしその反面、療養が長期化するケースや障害が残り今までと同じように働くことができないケースの増加が問題になっています。長期間にわたって治療を受けたり、リハビリを行っている間に所得が減少し住宅ローンが払えない、子どもの学費が払えないなど、「生きること」をしっかりと支えるための対策が必要です。

■生活保護を受ける理由

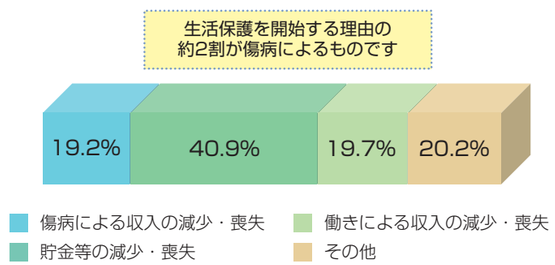

<出典：厚生労働省「令和2年度 厚生統計要覧」より引受保険会社作成>

任意収入補償保険

月々の保険料

月払保険料表<1口=保険金月額5万円>

団体割引 15%適用！

《ご加入口数の設定について》
◆**5口以下**で設定してください。
◆「口数×5万円×12」が年収の**50%以下**となるよう設定してください。

口数	1口		2口		3口		4口		5口	
保険金月額	5万円		10万円		15万円		20万円		25万円	
年齢	男　性	女　性	男　性	女　性	男　性	女　性	男　性	女　性	男　性	女　性
15～24歳	467円	357円	934円	714円	1,401円	1,071円	1,868円	1,428円	2,335円	1,785円
25～29歳	495円	501円	990円	1,002円	1,485円	1,503円	1,980円	2,004円	2,475円	2,505円
30～34歳	602円	671円	1,204円	1,342円	1,806円	2,013円	2,408円	2,684円	3,010円	3,355円
35～39歳	784円	972円	1,568円	1,944円	2,352円	2,916円	3,136円	3,888円	3,920円	4,860円
40～44歳	1,112円	1,327円	2,224円	2,654円	3,336円	3,981円	4,448円	5,308円	5,560円	6,635円
45～49歳	1,579円	1,867円	3,158円	3,734円	4,737円	5,601円	6,316円	7,468円	7,895円	9,335円
50～54歳	2,093円	2,360円	4,186円	4,720円	6,279円	7,080円	8,372円	9,440円	10,465円	11,800円
55～59歳	2,490円	2,535円	4,980円	5,070円	7,470円	7,605円	9,960円	10,140円	12,450円	12,675円
60～64歳	2,362円	2,163円	4,724円	4,326円	7,086円	6,489円	9,448円	8,652円	11,810円	10,815円

※年齢は令和６年１月１日時点の満年齢です。
※記載の保険料は団体割引15%を適用しています。
※精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）、天災危険補償特約をセットしています。
※払い込みいただいた保険料のうち所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。受け取れる保険金は非課税ですので、所得税および住民税の対象となりません。

取扱内容

◆加入資格　：町村（一部の市を含む）とその一部事務組合・広域連合および系統町村会に所属する町村長、副町村長、常勤の職員（雇用期間1年以上）で令和6年1月1日において満15歳以上満64歳以下で、告知日時点で正常に勤務されている方。

◆お申込方法　：加入をご希望の方は、加入団体の係の方に加入申込書をご請求ください。
加入申込書に必要事項を記入、署名いただいたうえ、11月2日（木）までにご提出ください。

◆加入申込書提出先　：加入団体の係の方

◆保険期間（ご契約期間）：令和6年1月1日午後4時より1年間

◆保険料払込方法　：令和6年2月22日より指定口座から引落します。（月払）
（金融機関休業日の場合翌営業日）
「収納代行会社：株式会社　日本共同システム（略：NKS）」

◆お支払いする保険金のご説明及び重要事項のご説明：
①　お支払いする保険金のご説明　　②　重要事項のご説明

GN22D010838　　GN22D010832

①　https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/oc_glgaku2302.pdf
②　https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_glkyou2302.pdf

詳しくは上記二次元コードまたはURLより、お支払いする保険金のご説明・重要事項のご説明をご確認ください。
上記二次元コードまたはURLからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

保険金のお支払事例

Episode.1 自分自身が精神障害になるなんて・・・

咳が止まらなくなり、内科を受診すると気管支炎との診断。
薬を飲んでも症状が治らず、別の病院を受診。
心的ストレスが要因であることを指摘され、心療内科を受診。
⇒精神障害による就業障害となってしまった…

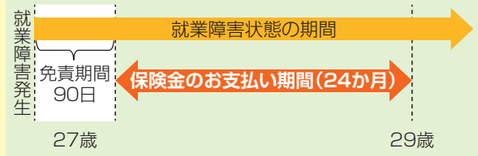

任意収入補償保険に加入していると

3口加入の場合 ➡ 毎月15万円お受取り ➡

任意収入補償保険での最大受取金額
15万円×24か月=
360万円
※精神障害補償特約でのお支払いは、てん補期間が最長24か月のため。

Episode.2 妊娠高血圧症候群の診断・・・

妊婦検診を受けた際（出産予定5か月前）、妊娠高血圧症候群の診断。とくに自覚症状はなかったが、要安静、要休業との指示がでた。
⇒出産まで就業障害となってしまった…

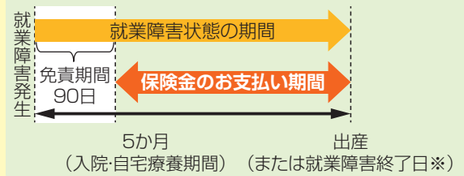

任意収入補償保険に加入していると

2口加入の場合 ➡ 毎月10万円お受取り ➡

任意収入補償保険での総受取額
10万円×(5か月−免責期間90日)=
20万円
※身体障害による就業障害にかぎります。

任意収入補償保険のご加入にあたってのご注意

任意収入補償保険

・ご加入内容の変更・脱退のお申出がないかぎり、ご継続時の被保険者ご本人の年齢が満 64 歳まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率により変更となる場合がありますのでご注意ください。またご加入範囲の年齢を超えた場合にはご継続ができませんのでご了承ください。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
・ご加入の際は、加入申込書の各項目（生年月日・性別・他の保険契約等の有無など）について正しく記入してください。
・事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込書に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
・健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込書記載事項（生年月日・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

（引受幹事保険会社）あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（分担割合76%）　公務部 営業第二課
〒103-8250　東京都中央区日本橋3-5-19日本橋本社ビル9F
TEL：050-3460-0600（平日9：00～17：00）

（非幹事保険会社）　損害保険ジャパン株式会社（分担割合20%）
日本生命保険相互会社（分担割合4%）
※実際に引受けを行う保険会社およびその分担割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

（取扱代理店）　株式会社千里
〒100-0014　東京都千代田区永田町1-11-32
TEL：03-5157-2388

■このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。
■この保険契約は 3 社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。
■この保険は全国町村会を保険契約者とし、全国の町村職員を加入者および被保険者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。
■団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（全国町村会）に交付されます。

ご加入の手続きについて（「申込書兼告知書　（職員用）」記入方法）

1. 新規加入または増額される場合、「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となることが必要です。
「正しく告知いただくために」を十分確認いただき、お申込みください。

2. 新規加入される方は、「申込書兼告知書」を係の方へご提出ください。
また、死亡保険金受取人欄に個人名を記入し、職員（配偶者）との続柄が「その他（９）」となる方を職員（配偶者）の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。

3. すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。（「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。）
この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者（団体）が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

4. その他内容の変更（脱退を含みます。）がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。

5. 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

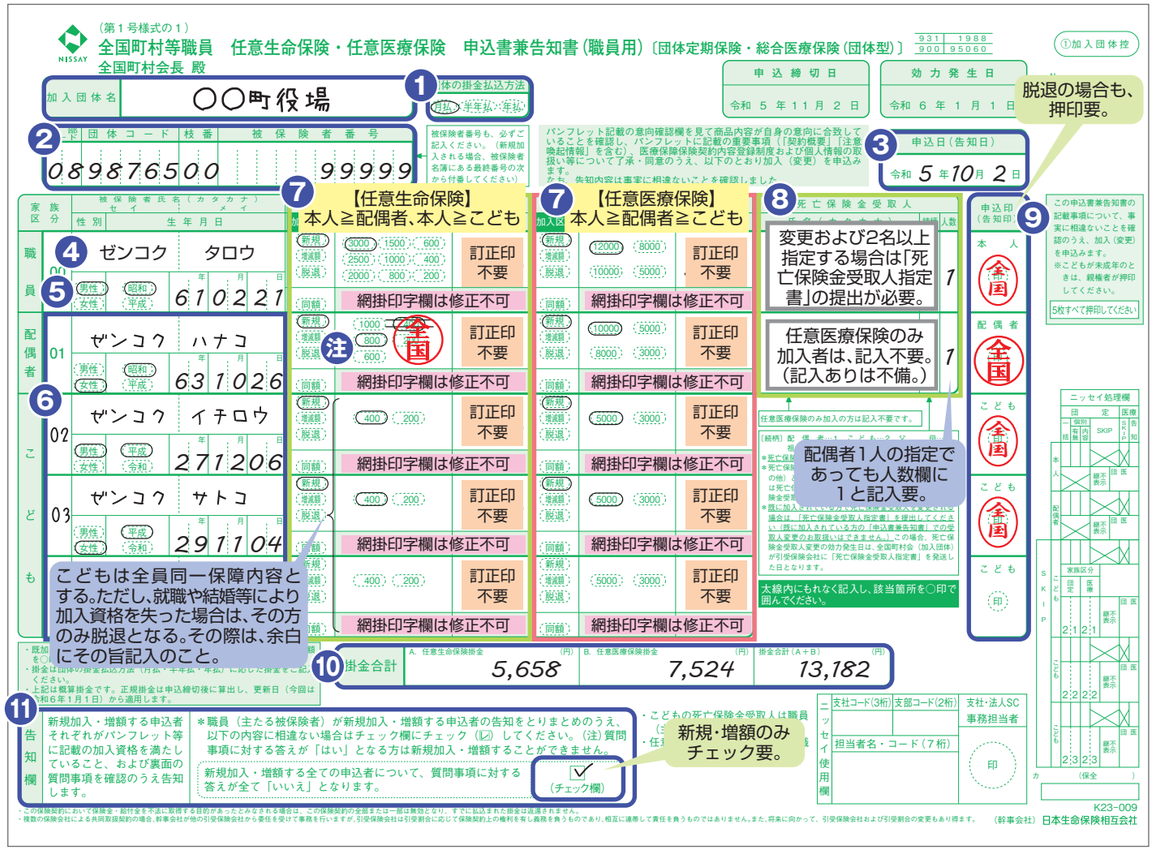

※当「申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

◎令和５年11月２日（木）までに係の方にご提出ください。
◎白紙の「申込書兼告知書」等が必要な場合は、係の方までご請求ください。

チェック欄		確認項目 任意生命保険	確認項目 任意医療保険
✓	❶	加入団体名を記入し、掛金払込方法を○で囲んでください。（払込方法は加入団体ごとに決まっています。）	
✓	❷	係の方に確認いただき、正確にご記入ください。	
✓	❸	「申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。 ※告知日として重要です。（募集期間は10/2～11/2です。）	
✓	❹	氏名は全てカタカナでご記入ください。	
✓	❺	性別・年号を○で囲み、生年月日をご記入ください。	
✓	❻	・配偶者・こどもも申込みされる場合、ご記入ください。 （こどもの家族区分欄はこどもの加入人数に応じて「02」「03」と順番にご記入ください。） ※夫婦ともに職員の場合は、配偶者の方も職員（本人）として別々にお申込みください。 ・配偶者・こどものみのお申込みはできませんので、ご本人さまとのセットでお申込みください。	
✓	❼	今回申込みされる加入区分・保険金額を○で囲み、掛金は払込方法に応じてP4～P6の該当箇所を参照のうえご記入ください。 ただし、保険金額は「本人≧配偶者、本人≧こども」とします。 （網掛け欄に既加入内容の印字がある場合、既加入内容の訂正は不要です。）	今回申込みされる加入区分・入院給付金日額を○で囲み、掛金は払込方法に応じてP9・P10の該当箇所を参照のうえご記入ください。 ただし、入院給付金日額は「本人≧配偶者≧こども」とします。 （網掛け欄に既加入内容の印字がある場合、既加入内容の訂正は不要です。）
		なお、すでに加入されている方で「加入区分・保険金額」または「加入区分・入院給付金日額」に記入がない場合は、同額で継続加入とみなします。	
✓	❽	職員・配偶者の死亡保険金受取人を指定し、氏名（カタカナ）・続柄コード・人数をご記入ください。	任意医療保険のみご加入の方は、記入不要です。
✓	❾	必ず５枚すべてに申込印を押印してください。（スタンプ印可） （職員と配偶者は別の印を押印してください。）	
✓	❿	掛金合計額をご記入ください。	
✓	⓫	・新規加入・増額をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の〈質問事項〉をご確認ください。 ・職員が新規加入・増額のお申込みをされる方の告知を取りまとめのうえ、新規加入・増額する全ての申込者について質問事項に対する答えが全て「いいえ」となることを確認のうえ、チェック欄にチェックしてください。（レ点をご記入ください。） ※質問事項に対する答えが「はい」となる方は、新規加入・増額することができません。	
✓	注	内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、正当内容をご記入ください。	

ご加入の手続きについて（「加入申込書」「預金口座振替　依頼書」記入方法）

引受幹事保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●加入ご希望の方は、必要事項をご記入のうえ、自署欄にフルネームで署名をいただき、ご提出ください。
●黒いボールペンで強めにご記入ください。

任意収入補償保険（団体長期障害所得補償保険）　加入申込書

あいおいニッセイ同和損保

全国町村等職員　任意収入補償保険　加入申込書
【団体長期障害所得補償保険】

「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」の「ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）」について確認するとともに、個人情報の取扱いに同意のうえ加入を申し込みます。
裏面の健康状態告知書質問事項に対する下記回答は事実に相違ありません。告知内容が事実と相違していた場合、保険契約を解除され保険金の支払いを受けられないことがあることに同意します。

1 申込日　令和 5 年 10 月 26 日

2 電話番号（日中連絡先）
電話番号（勤務先）

3 加入団体名

4 支部コード｜団体コード｜枝番｜被保険者番号

5 申込人（被保険者）氏名
（カナ）ミホン　イチロウ
（漢字）自署　フルネームで署名してください　見本　一郎

6 ※生年月日：昭和（S）／平成（H）　52年 9月 1日（昭和に○）
※性別：男 1（○）／女 2

契約内容
保険期間：令和6年1月1日より　1年間
てん補期間：65才に達した日まで
免責期間：90日

7 加入区分：○ 新規加入／＊＊ 変更申込／＊＊ 継続申込／＊＊ 脱退

8 加入プラン：M 男（○）／F 女
加入口数：5 口

備考
必要事項をご記入のうえ、自署欄にフルネームで署名していただき、ご提出ください。
◇加入プランと加入口数を記入ください。
◇加入をご希望の方は、裏面の記入要領をご覧になり、下記「※健康状態告知書」の質問1、質問2等をご確認ください。

9 ※健康状態告知書
団体長期障害所得補償保険の基本セットに今回新たにお申し込みいただく方、および継続加入する場合で補償内容を拡大するご契約条件の変更（保険金額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長等）を伴う方は、下記の告知質問事項1、2のいずれにも該当しない場合のみ加入いただけます。継続加入する方で補償内容を拡大する契約条件の変更をしない場合は、告知不要です。

1. 次のいずれかに該当する。
①告知日（ご回答日）現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等※1をすすめられている。
②告知日（ご回答日）より過去2年以内に病気で、継続して14日以上の入院をしたことがある。
※1再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。
2. 告知日（ご回答日）より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査※2・治療（投薬を含みます）を受けたことがある、または受けるように指導されたことがある。
①「がん」、「上皮内がん」
②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」
③「精神の病気（アルコール・薬物依存を含みます）」
※2検査結果が異常なしだった場合は「該当なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「該当あり」となります。

過去の健康状態告知内容
特定疾病等対象外欄（再告知の場合要削除）
L45 疾病コード｜562 疾病・症状名

私は加入申込みに際して健康状態に関する上記の告知質問事項および裏面の記載事項をすべて確認し、告知質問事項1、2のいずれにも該当しませんでしたので、この保険の加入申込みをします。なお、事実を告知していなかったり、告知内容が事実と相違した場合、保険契約を解除されたり保険金の支払いを受けられなかったとしても異議はありません。
（ご注意）告知の内容にかかわらず、新規加入日より12か月以内に発生した就業障害に関しては、就業障害の原因となった身体障害について新規加入日前12か月以内に医師の治療、診察……

10 ※【他の保険契約等】（注）他の保険会社等における契約を含みます。
同種の危険を補償する他の保険契約等（被保険者が同一であり、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等の身体障害による就業不能に対して保険金が支払われる他の保険契約等）がありますか（団体保険、生命保険、共済を含みます）。
「あり」の場合、右欄「あり」に○印のうえ、必ず「合計保険金額」にご記入ください。（ご記入のない場合、「なし」と回答したことになります。）　あり
合計保険金額　万円

11 保険金請求歴（注）他の保険会社等への保険金請求を含みます。
過去3年以内に病気またはケガで保険金（5万円以上）を請求または受領したことがありますか。　あり
保険会社｜回数　回｜保険金額　円

! ご注意　※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項（告知事項）です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答（記入）ください。

社内使用欄　団体コード｜初年度加入日 L92 H｜告知社内処理日 XJY H｜旧加入番号 099｜識別コード｜加入番号 098

（2023年7月承認）A23-000000

加入する場合

1	申込日をご記入ください。
2	日中連絡のとれる電話番号と職場の連絡先をご記入ください。
3	加入団体名をご記入ください。
4	加入団体の係の方にご確認いただき、正確にご記入ください。
5	下段 9 の※健康状態告知書の内容をご確認のうえ、フルネームでご署名ください（印鑑不可）。
6	生年月日と性別をご記入ください。
7	該当の加入区分に○をしてください。
8	加入プラン欄に男性の方は「M」、女性の方は「F」に○をし、加入口数欄に希望される口数をご記入ください。
9	本パンフレット内「健康状態告知についてのご案内」と加入申込書裏面の記入要領をご覧いただき、質問事項をご確認ください。
10	他の保険契約等、ご加入がある場合は指定欄にご記入ください。 同種の保険契約がない方はご記入不要です。
11	保険金請求歴がある方は、指定欄にご記入ください。 保険金を受領していない方は記入不要です。
	健康状態告知書の質問1～2の質問事項に該当しない場合、ご加入いただけます。

◎加入をご希望の方は、加入団体の係の方に加入申込書をご請求ください。

提出先・申込締切日

提出先：加入団体の係の方

申込締切日：令和5年11月2日（木）必着

※加入申込書の控えが必要な場合は、お手数ですが各自コピーをお取りください。

記入内容を訂正する場合

訂正箇所を二重線で抹消し、フルネームで署名（訂正署名）のうえ、正しい内容をご記入ください。

例）令和5年~~11月25~~日　10　26　見本 一郎

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 ㊗ ㊎　ダウンロード専用　TKD00123
（金融機関提出用）
年　月　日

取扱金融機関　御中
私が支払うべき料金を、次のとおり口座振替によって支払うことにしたいので、下記の事項確認のうえ依頼します。

委託者名　全国町村会（GLTD）　（コード）0 5 9 8 0 3 1 1

収納代行会社　株式会社　日本共同システム（略称 NKS）
顧客番号

※太線内は全てご記入願います。
※フリガナの濁点半濁点および区切り部分は、それぞれ1字分空けてください。

1 収納企業使用欄
フリガナ　ミホン　イチロウ
契約者　見本 一郎
連絡先住所　郵便番号 150-8488（忘れずにご記入ください）
フリガナ　トウキョウト　シブヤク　エビス
東京都　渋谷区　恵比寿（市区町村までご記入ください）
1-28（丁目、番地、ビル名等をご記入ください）
電話番号　＊＊-＊＊＊＊-＊＊＊＊　→（市外局番）市内局番－電話番号を左づめに記入してください

―預金口座振替規定―（ゆうちょ銀行からの自動払込を除く）
1. 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

銀行使用欄（不備返却事由）1. 預金取引なし　2. 記載事項等相違（店名、預金種目、口座番号、口座名義）　3. 印鑑相違　4. その他　（備考）
検印｜印鑑照合｜受付印

この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記へご返送ください。
160−0023 東京都新宿区西新宿7−11−18 711ビル
株式会社　日本共同システム

振替日（払込日）　22日（金融機関休業日の場合翌営業日）
振替開始日（払込開始日）　請求書が初めて取扱店に到着した日以降の最初の振替日

※フリガナ略称例（ゆうちょ銀行からの自動払込を除く）株式会社＝カ）　有限会社＝ユ）　合資会社＝シ）　但し社名のあとになる場合は、（カ（ユ（シ

2 フリガナ　ミホン　イチロウ
預金者口座名義　見本 一郎

3 金融機関お届け印　（見本）

どちらか一方をご指定ください
4 ゆうちょ銀行以外の金融機関　フリガナ　エビス　えびす　銀行（○）信金 金庫 信組 農協　エビス　恵比寿　支店
金融機関コード ＊＊＊＊　支店コード ＊＊＊　預金種目 1.普通（○）2.当座　口座番号（右詰で記入）0012345
4 ゆうちょ銀行　種目コード 1 6 6　契約種別コード 3 0　記号（6桁目がある場合は※欄にご記入下さい）1 ＊＊＊ 0　番号（右詰で記入）00123451
払込先口座番号 00130−8−90564　払込先加入者名　株式会社　日本共同システム
ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。
20,000（18.02）T　帳票コード FN31

依頼・利用する場合

1	**加入者の氏名・連絡先** 加入者ご本人の氏名・住所・電話番号をご記入ください。
2	**預金者口座名義** 通帳に表示されているお名義すべてをご記入ください。
3	**印鑑** 金融機関お届け印を鮮明に押印ください。
4	**金融機関** どちらかをご記入ください。
	（注）フリガナは ●左詰めでご記入ください。 ●姓と名の間を1字空けてください。 ●カタカナ、アルファベットにもフリガナをご記入ください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関指定の場合

支店コード：通帳に記載の店番号[3桁]をご記入ください。
預金種目：普通・当座以外はご利用できません。
口座番号：「右づめ」でご記入し、左部分は空欄になる場合、「0」…ゼロをご記入ください。ハイフンは抜いてご記入ください。

ゆうちょ銀行指定の場合

通帳記号：通帳記載のとおり「左づめ」でご記入ください。
通帳番号：「右づめ」でご記入し、左部分は空欄になる場合、「0」…ゼロをご記入ください。

NKS口座振替お取扱い金融機関			
	都市銀行　全行	信用金庫　全金庫	ゆうちょ銀行　全店
	地方銀行　全行	労働金庫　全金庫	信用組合　一部取扱不可・
	第二地方銀行　全行	農協　全農協	お申込み先へお問合わせください。
	信託銀行　4行（三菱UFJ・みずほ・三井住友・SMBC）	商工中金　全支店	

（注）お取扱いしていない主な金融機関：
農林中央金庫　漁業協同組合　PayPay銀行　セブン銀行　ソニー銀行　楽天銀行　住信SBIネット銀行　auじぶん銀行　イオン銀行　大和ネクスト銀行　ローソン銀行　オリックス（信託）銀行　新生SBI銀行　あおぞら銀行　SBJ銀行　シティバンクを含む外国銀行　GMOあおぞらネット銀行　みんなの銀行　UI銀行

ご相談窓口等

任意生命保険 任意医療保険 のお問合せ

●ご照会、保険金・給付金請求方法につきましては、係の方までお問合せください。
●また、**募集期間中のお申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、以下「制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先」に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。**
●なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の日本生命窓口までご連絡ください。

＜東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・栃木県・群馬県・茨城県・山梨県＞

日本生命保険相互会社
法人サービスセンター
TEL：0120-563-925 （通話料無料）
【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日・12/31～1/3 を除く。）】

＜上記以外の道府県＞

日本生命保険相互会社
企業保険サービス課
TEL：0120-123-840 （通話料無料）
【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日・12/31～1/3 を除く。）】

※お問合せの際には、記号証券番号（任意生命保険は 931-1988、任意医療保険は 900- 95060）をお知らせください。
＊支払業務全般のお問合せ先　日本生命保険相互会社　団体保険支払サービス課　TEL：0120-302-438 （通話料無料）

任意収入補償保険 のお問合せ

●お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。
●また、募集期間中の**申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、表紙に記載のあいおいニッセイ同和損保 専用コールセンターまでご連絡ください。**

＜保険金の請求に関する連絡先＞

事故が起こった場合は、遅滞なくあんしんサポートセンターまでご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター
TEL：0120-985-024（無料）
【24 時間・365 日受付】

※おかけ間違いにご注意ください。
※IP 電話からは 0276-90-8852（有料）におかけください。

制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先

任意生命保険・任意医療保険
ニッセイ団体保険コールセンター
通話料無料 **0120-375-696**

※保険金・給付金請求方法に関しては、係の方へご確認ください。

任意収入補償保険
あいおいニッセイ同和損保 専用コールセンター
通話料無料 **0120-500-826**

〈受付期間〉
令和5年10月2日（月）～
令和5年11月2日（木）

〈受付時間〉
月曜日～金曜日　9:00 ～ 17:00
（祝日を除く。）

※お問合せの際には、団体名「全国町村会」をお知らせください。受付期間外の照会については係の方へお問合せください。
※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただくことがございます。

日本一団−2023−707−10777−M(R5.7.4)
日本一医−2023−707−10778−M(R5.7.4)
（2023年7月承認）A23-101111

Memo

Memo

キリトリ線

全国の町村等職員のみなさまへ

＜応募締切＞
２０２３年１１月２日（木）

任意生命保険
（団体定期保険）
ご加入キャンペーン

任意生命保険（団体定期保険）
にご加入の方から(*)
抽選で17名様に
素敵な賞品を
プレゼントします！
(*) ご本人に限ります

A賞

抽選で3名様に ソーダスパークル
「マルチスパークル3」
プレゼント！

どこでも炭酸水が楽しめるソーダメーカー。
水だけじゃなくジュースもお酒もスパークリング！
（ガスカートリッジ5本付き）

B賞

抽選で7名様に T-fal
「アクセススチームファースト」
プレゼント！

ティファール史上最速、最軽量。
はじめてでもパッと使える、パワフルスチーマー。
お出かけ前のサクッとシワケアに。

C賞

抽選で7名様に オウルテック
「薄くて大容量10,000mAh
モバイルバッテリー」 プレゼント！

iPhoneやスマートフォンを約4回満充電できる大容量
バッテリーで、旅行やキャンプに最適な
モバイルバッテリーです。

キャンペーン参加には応募が必要となります
応募の際は裏面のお申込み欄をご記入のうえ提出ください

任意生命保険

＜お申込欄＞

ご希望の賞品 （ご希望順に番号を記載ください）	（　　）A賞　（　　）B賞　（　　）C賞

お名前	フリガナ		性別	生年月日
			男性・女性	西暦・S・H　　年　　月　　日
団体名			所属名	
日中の ご連絡先	携帯 職場	－　－	メール アドレス	@
お届け先 ご住所	自宅 職場	〒　－ （TEL:　－　－　）		
当キャンペーンがきっかけで 団体定期保険にご加入されましたか。 （該当する場合は〇をつけてください）		はい		

ご記入いただきました内容は、(1)各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、(2)当社からの関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、(3)ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、(4)その他保険に関連・付随する業務、に活用させていただきます。これらの利用目的および当社業務に関する情報については、当社ホームページ(https://www.nissay.co.jp)をご覧ください。なお、お客様にご案内したメール等のメッセージやビラ等のコンテンツ・当社のウェブサイトやアプリの閲覧履歴、お客様の取引履歴等の情報を分析して、各種商品・サービスのご案内・提供（広告等の配信を含む）をさせていただく場合がございます。

＜応募用紙提出先＞

日本生命担当者（町村会 任意共済 普及推進員）

ご留意点

- **賞品の色はお選びいただけません。また、賞品が品切れの場合、他の商品で代用させていただくこともあります。ご了承ください。**
- 任意生命保険（団体定期保険）に継続してご加入の方、もしくは今回からご加入される方のみのキャンペーンです。
- ご応募は、ご加入者ご本人様1回限りとさせていただきます。（配偶者様やお子さまのご応募はできません。）
- 賞品のお届け先は日本国内に限ります。海外勤務の方は、国内の住所をご指定ください。
- 厳正なる抽選を行い、当選された方には効力発生日から約2カ月後に、郵送または団体様窓口経由で賞品をお渡しします。
- 当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。
- 当選された方のお名前は、団体様にお知らせします。
- 当キャンペーンに関するお問合せは日本生命担当者までご連絡ください。

日本生命保険相互会社
公務第二部
TEL: 03-5533-5895

ニッセイトータルパートナー

WS2023－490 (2023.6.9)

キリトリ線

任意生命保険

任意医療保険

『ログイン＆LINE連携』でN-コンシェルジュを使いこなそう！

２０２３年５月よりリニューアル！
より便利に、よりお得に、ご利用いただけるようになりました！

N-コンシェルジュ LINE公式アカウント

LINE連携方法

STEP①
以下QRコード or URLから
N-コンシェルジュにアクセス

STEP②
必要情報を入力後、ログイン

ログイン＆LINE連携

LINE連携をせずにログイン

毎回認証が必要、
情報もタイムリーに届かない。

STEP③
お得に、便利に使いこなそう！

LINE連携することで・・・

次回以降、**認証レス！**
ログイン時の入力が不要に！

優待割引や
クーポンの情報を
タイムリーにお届け！

使いたいときに
すぐアクセスできる！

※画面はイメージです。

■ あなたのお悩みを専門家がサポート！

- ☑ 最近、不安が強く眠れない・・・
- ☑ 会社の健康診断で、異常を指摘されたけれどどうすればいいの？
- ☑ こどもが急に具合が悪くなって…夜間診療が可能な医療機関は？
- ☑ 両親が老人ホームを探しているのだけれど、近くにないかしら？

健康・介護・メンタルヘルスのお悩み、
相談できる場所はありますか？

優待特典やコラムなど、健康に
まつわるコンテンツがたくさん！

メンタルヘルス相談　**健康管理・介護相談**　**ご遺族サポート**　**など充実のサポート体制！**

電話相談	健康・介護・メンタルヘルスに関するお電話は **0120-800-173**（通話料無料） ※ご利用の際、相談員から団体名・年齢・性別・お住まいの都道府県をお伺いします。また、左記電話番号をご利用になれない場合には、お手数ですがメール相談のご利用、もしくは**03-6737-9626**（通話料お客様負担）をご利用ください。なお、メール相談については、N-コンシェルジュにアクセスしてご利用ください。

※記載の情報は、2023年5月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

まずは こちらから ログイン

【スマホ読取り】　or　**【ログインURL】**
https://nlp.smktg.jp/public/seminar/view/55

〇「お気に入り(ブックマーク)」へ登録をする場合は、QRコードを読取ったすぐ後のページをご登録ください。
〇 ログインIDの入力を求められた場合は、『 zenkokuchouson 』をご入力ください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの商標です。

【ご留意点】

●「N-コンシェルジュ」（加入者向けサービス）をご利用になれるのは、日本生命対象商品にご契約されている団体の加入者となります。新規に加入された場合、加入月（効力発生日）の第4日曜日の翌日午前8時からご利用可能です。ご加入日はパンフレットをご確認ください。なお、お手続き状況によっては、ご利用が1カ月遅れる場合がございますので、ご了承ください。＜対象商品＞所定の要件を満たす（新）団体定期保険、総合医療保険（団体型）、3大疾病保障保険（団体型）、団体長期障害所得補償保険、または、みんなの団体定期保険（新無配当扱特約付団体定期保険）　●「ヘルスケアサポート」は、加入者の同居の家族もご利用になれます。●「N-コンシェルジュ」の特典である商品・サービスのうち、各提携先が提供する商品・サービスのご利用に関して生じた損害について、日本生命は責任を負いません。●12月31日～1月3日、5月3日～5月5日、3月・6月・9月・12月の25日直前の日曜日は定期メンテナンスのため、当サービスはご利用できません。定期メンテナンス日以外も、定期または不定期にご利用を停止する場合があります。●記載の情報は、2023年5月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

WS2023-155(2023.4.19)-3－WS2023－395（2023.5.30）①

全国の町村等職員の皆さまへ

働くあなたへ、ちょっといいもの

N-コンシェルジュ

（企業保険付帯サービス）

のご案内

LINE連携が始まりました

NISSAY

任意生命保険（団体定期保険）または任意医療保険（総合医療保険（団体型））ご加入の皆さまがご利用いただけます。

N-コンシェルジュとは・・・お得がいっぱいのサービス！皆さまの日常生活をサポートします！

～職員の皆さまのために団体が導入している福利厚生制度です～

任意生命保険

任意医療保険

サービスの一例をご紹介！

スマホ提示型のクーポンや、**日本生命独自の優待特典**など、様々なご利用シーンに応じてお得に使いこなそう！！

詳細は前ページへ

グルメ

各種飲食店▶▶▶代金割引等

ポムの樹　COCO'S RESTAURANT　魚民　笑笑

ショッピング

各種店舗▶▶▶購入代金割引等

ビックカメラ　コジマ

ＡＯＫＩ

レジャー

各種レジャー施設▶▶▶入場料割引等

富士急ハイランド

サファリパーク

東北、岩手、富士、那須、群馬

N-コンシェルジュのご利用で誰でも応募可能なキャンペーンも随時開催中！

コンビニ商品が当たる！

N-コンシェルジュ 利用者限定キャンペーン 開催中！

１０月

ロッテ
雪見だいふく

１１月

ポッカ キレートレモン
155ML

１２月

7プレミアム ポテトチップス うすしお味 70G または 濃厚コンソメ味 65G いずれか1つ

1月

7プレミアム
ビーフカレー 3種類から1つ（甘口・中辛・辛口）

まずはこちらからログイン

【スマホ読取り】

or

【ログインURL】

https://nlp.smktg.jp/public/seminar/view/55

○「お気に入り(ブックマーク)」へ登録をする場合は、QRコードを読取ったすぐ後のページをご登録ください。
○ ログインIDの入力を求められた場合は、『 zenkokuchouson 』をご入力ください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの商標です。

コンテンツはもっとたくさん!!普段の生活をもっと豊かにできるかも??

実際にログインして各種特典の詳細をCheck！